

令和 8 年 度

丹波市下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

議案第78号

令和8年度丹波市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度丹波市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度丹波市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,216,400 千円	△1,700 千円	3,214,700 千円
第1項 営業費用	2,977,811 千円	△1,700 千円	2,976,111 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 884,000 千円は、引継金 8,349 千円、過年度分損益勘定留保資金 864,523 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,128 千円で補てんするものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 882,820 千円は、引継金 8,349 千円、過年度分損益勘定留保資金 863,343 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,128 千円で補てんするものとする。）」に改める。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	3,018,600 千円	△1,180 千円	3,017,420 千円
第1項 建設改良費	633,322 千円	△1,180 千円	632,142 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
小川第2ポンプ場非常用発電機修繕工事	令和9年度まで	12,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第5条 予算第9条第1号中「155,439千円」を「152,559千円」に改める。

令和8年8月28日提出

丹波市長 林 時彦

令和 8 年 度

丹波市下水道事業会計

補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和 8 年度 丹波市下水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益的収入及び支出

(支出)

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		3,216,400	△1,700	3,214,700			
1 営業費用		2,977,811	△1,700	2,976,111			
	4 総係費	232,091	△1,700	230,391	給料	△ 508	給料（任用職員含む） △ 508
					手当	452	扶養手当 174 地域手当 2 通勤手当（任用職員含む） 318 特殊勤務手当（任用職員含む） 74 管理職手当 540 期末手当（任用職員含む） △ 372 勤勉手当（任用職員含む） △ 284
					賞与引当金繰入額	△ 200	賞与引当金繰入額 △ 200
					法定福利費	△ 1,424	共済組合負担金（任用職員含む） △ 1,013 公務災害補償基金負担金 3 互助会負担金 △ 17 退職手当組合負担金 △ 380 社会保険料 25 労災・雇用保険料 △ 41 非常勤公務災害補償基金負担金 △ 1
					法定福利費引当金繰入額	△ 20	法定福利費引当金繰入額 △ 20

(支出)

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資本の支出		3,018,600	△1,180	3,017,420			
1 建設改良費		633,322	△1,180	632,142			
	3 処理場建設改良費	332,832	△1,180	331,652	給料	△578	給料 △ 578
					手当	△297	扶養手当 △ 120 地域手当 △ 28 通勤手当 △ 55 時間外勤務手当 300 期末手当 △ 161 勤勉手当 △ 113 児童手当 △ 120
					法定福利費	△305	共済組合負担金 △ 143 公務災害補償基金負担金 3 互助会負担金 △ 1 退職手当組合負担金 △ 164

給 与 費 明 細 書

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	9	15 (5)	176	72,427	48,684	121,287	31,272	152,559	
補 正 前	9	15 (5)	176	73,513	48,729	122,418	33,021	155,439	
比 較		()		△ 1,086	△ 45	△ 1,131	△ 1,749	△ 2,880	

() 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員を外書

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	特殊勤務 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	児 童 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当
	補 正 後	2,686	1,464	2,286	16,553	13,694	2,160	905	672	6,854		90			1,320	
	補 正 前	2,712	1,410	2,023	17,186	14,191	1,620	831	672	6,554		90			1,440	
	比 較	△ 26	54	263	△ 633	△ 497	540	74		300					△ 120	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	9	15 (1)	176	63,424	44,816	108,416	29,571	137,987	
補 正 前	9	15 (1)	176	64,663	45,030	109,869	31,199	141,068	
比 較		()		△ 1,239	△ 214	△ 1,453	△ 1,628	△ 3,081	

() 内は再任用短時間勤務職員を外書

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	特殊勤務 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	児 童 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当
	補 正 後	2,686	1,464	1,954	14,816	12,185	2,160	615	672	6,854		90			1,320	
	補 正 前	2,712	1,410	1,729	15,480	12,708	1,620	615	672	6,554		90			1,440	
	比 較	△ 26	54	225	△ 664	△ 523	540			300					△ 120	

(2) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
	一般職		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	1年任用	(4)		9,003	3,868	12,871	1,701	14,572	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)
	1年未満任用	()							任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員
	合計	(4)		9,003	3,868	12,871		14,572	
補 正 前	1年任用	(4)		8,850	3,699	12,549	1,822	14,371	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)
	1年未満任用	()							任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員
	合計	(4)		8,850	3,699	12,549		14,371	
比 較	1年任用	()		153	169	322	△ 121	201	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)
	1年未満任用	()							任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員
	合計	()		153	169	322		201	

() 内はパートタイムの会計年度任用職員を外書

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	児 童 手 当
	補 正 後	332	1,737	1,509	290					
	補 正 前	294	1,706	1,483	216					
	比 較	38	31	26	74					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明
給 料	△ 1,086	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 1,086	職員の異動
手 当	△ 45	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 45	職員の異動他